

地域づくり支援ツール検討・策定業務 委託仕様書

1 委託業務名

地域づくり支援ツール検討・策定業務

2 業務の趣旨

兵庫県では、人口減少・高齢化が顕著に進行している多自然地域(※)において、小規模な集落単位での地域づくり、地域資源の維持・管理などが困難となる中、持続可能な地域づくりに取り組むため、県と市町による重層的な地域支援体制のもと、「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」を推進している。市町による地域コミュニティ施策をベースに地域ニーズに応じた地域づくり施策の展開が円滑かつ効果的に実施されるよう、県の広域的・専門的な支援の一つとして市町職員等の支援者や地域が必要とする有効なツールを作成するため、「地域づくり支援ツール検討・策定業務」（以下、「業務」という。）を委託する。

※ 市街化区域等の市街地を除く自然豊かな地域

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）

4 委託金額

7,150,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

(1) ツール作成に向けた検討

現在の集落の現状を把握し、集落の住民と共に10年後の集落の姿を予想し見える化することにより、集落の将来像をジブンゴトとして捉え、把握し、将来に向けた地域づくり活動を促すためのツールとして「集落の将来を考えるサポートツール（手引き）」（以下、「ツール(案)」という。）の検討を行うこと。

(2) ツール(案)の作成に必要な資料の収集・整理

(1)で検討するツール(案)の作成にあたって必要な、本県「地域再生大作戦」におけるアドバイザー派遣実績等をヒアリング等により整理することや、有識者による研究成果・論文、全国の支援ツールの収集・整理を行うこと。

(3) ツール(案)の作成

(1)で検討した内容及び(2)で整理した資料を踏まえ、県内各地域においても活用できるよう、わかりやすさと使いやすさに配慮した具体的なツール(案)を作成すること。

(4) 関係者との意見交換

県や多自然地域づくりネットワーク会議シンクタンクプロジェクトチームメンバー、市町職員等との意見交換により、ツール(案)の内容を精査すること。

(5) ツール(案)の検証

県と協議して定める2以上の集落においてツール(案)の有用性について検証を行い、補正を行うこと。

(6) 成果のとりまとめ

ツール(案)の検討経過や協議内容、参考資料を含む業務報告書を作成すること。加えて、次年度以降に実施すべき内容について考察を行うこと。

6 仕様の確認

本事業の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県、関係者との連携のもと、円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

7 業務打ち合わせ

本業務に係る打ち合わせの時期及び回数などについては、主として次による。

- 初 回 : 作業着手時 (1回)
- 中 間 : 作業実施中 (3回)
- 最 終 : とりまとめ段階 (1回)

8 成果品の提出

成果品は次表によるものとする。

成果品名	内 容	部数等	備 考
報告書等	① 業務報告書	1部	
	② 上記報告書のデータ (CD-R 等)	1部	
ツール(案)	① ツール(案) 現物一式	1部	
	② 上記ツール(案) のデータ (CD-R 等)	1部	

- 1) 製本上の分冊・合冊については、協議のうえ内容の区分を配慮して行うものとする。
- 2) 成果品については、別途指示する期日・場所等に提出するものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月14日条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(4) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者及び多自然地域づくりネットワーク会議シンクタンクプロジェクトチームメンバーと密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(5) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 再委託

受託者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

また、受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、その必要性及び契約金額等（以下「再委託等に関する事項」という。）について記載した書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、受託者は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(7) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。